

福岡県教員養成史研究（三）

平 田 宗 史

(1977年9月5日受理)

は じ め に

本稿の考察対象の時期は、師範学校令が公布された明治19年4月9日から師範教育令が公布された明治30年10月6日までである。

この時期は、森有礼が初代文部大臣に就任し、教育制度全般の改革を断行し、第二次世界大戦のわが国の教育制度の基礎を確立したのであった。その教育改革の中でも、彼は、国民教育の渦源として師範学校制度の改革に特に力を入れ、第二次世界大戦前のわが国の師範学校制度の基礎を確立したのであった。

本稿は、森の師範学校政策に基づき改革された明治19年4月9日から明治30年10月6日までの福岡県尋常師範学校の実態を考察するものである。

（一）福岡県尋常師範学校の教育

森有礼は、明治18年12月22日、初代文部大臣に任命された。彼は、文部大臣就任以前から教育に対して多大の関心を抱いていたが、文部大臣に就任するや、彼の抱負をつぎつぎと実現したのであった。

森有礼の教育政策の基本となるものは、国家富強主義の教育觀に立ち、明治政府の基本政策である富国強兵を実現する一大支柱として教育を考えていたことである。そのため普通教育の充実を図ったのである。

そして、「普通教育ヲシテ益善良ニ赴カシメントスル上ニ於テ最モ注意ヲ要スルヘキモノハ府県立ノ師範学校ト文部省直轄ノ師範学校トナリ。此師範学校ニシテ其生徒ヲ教養シ完全ナル結果ヲ得ハ普通教育ノ事業ハ既ニ十分ノ九ヲ了シタリト云フヘキナリ否之ヲ十分成シ得タリト云フモ可ナラン」(1)と語っているように、日本を一等国（富国強兵）にするために師範学校を最も重視していたのである。彼が文部大臣に就任した翌年の明治19年中に公布された法令は41あるが、その中、師範教育に関する法令は、20もある(2)。この法令の数量的割合から考察しても、森が、師範教育を如何に重視していたかが分るであろう。

その師範教育に関する法令の中で、師範学校に関する諸事項を包括的に規定し、その後の師範学校制度の基礎を形成した重要な法令は、明治19年4月9日公布

された『師範学校令』(3)である。それは、全文十二条にしかすぎないが、師範学校の定義および目的、種類、設置、経費、教員、生徒、学科課程、教科書などについて定め、師範学校制度の基本事項を総合的に規定している。

第一に、師範学校は、「教員トナルヘキモノヲ養成スル所」と定義し、その生徒の教育目的は、「生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」ことに定めたのであった。

第二に、師範学校は、文部大臣の管理の下に置かれ、國庫より支弁され、東京に一ヶ所設置され、尋常師範学校の校長および教員を主に養成する高等師範学校と、地方税より支弁され、各府県に一ヶ所設置され、公立小学校長および教員を主に養成する尋常師範学校との二種類とした。

第三に、師範学校生徒の募集および卒業後の服務に関する規則、師範学校の学科およびその程度並びに教科書は、文部大臣の定むることによるとした。

第四に、師範学校生徒の学資は、全額支給することとした。

第五に、師範学校長および教員の任期を五ヶ年とし、尋常師範学校長は、府県の学務課長を兼ねさせることとした。

師範学校令の内容の要点は以上の通りであるが、その外、森の文部大臣在任中、33の師範教育に関する法令が公布された(2)。府県ではそれらに基づいて、師範学校制度を改革し、全国の師範学校は、画一化され、國の統制下に置かれたのである。

福岡県においても、明治19年9月、福岡師範学校を福岡県尋常師範学校と改称し、それを整備し、充実したのであった。

師範学校の歳費と規模の一番大きい中学校の歳費を比較すると、表（1）の通りである。

師範学校費は、明治20年以降、急激に増大した。特に、明治20年の歳費金額が大きいのは、校舎新築費等に26,914円計上され、荒戸町に校舎が新築されたからである。校舎は、「第一棟第二棟と、四字形の向い合った新しいプランである。板壁のところどころに矩形の

表(1) 師範学校と中学校の歳費の比較

年 代	明治 17	18	19	20	21	22	23	24	25
師範学校	円銭厘 5,907.839	6,784.271	10,093.307	13,185.996	42,206.702	28,514.449	20,087.913	21,607.881	18,235.949
中 学 校	5,408.039			9,203.320	9,051.466	5,585.084	9,036.587	7,207.891	7,258.500

註 文部省年報により作成。

硝子窓が設けられ、それに珍らしい鎧戸をつけ、外觀極めて新様式の壯觀なもので當時隨一の模範建物であつた。」(4)と言われている。福岡県尋常師範学校は、明治

22年3月、大名町から荒戸町へ移転したのであった。教官の数をみると、それは、表(2)の通りである。明治10年代に比べると、教官数もかなり増し、当

表(2) 教官数の変遷(明治19年~30年)

年 代	明治 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教官数	18	15 (1)	17 (1)	16 (2)	19 (2)	15 (1)	19 (2)	22 (3)	25 (4)	19 (3)	19 (3)	22 (2)

註、文部省年報により作成。

時の在学生は「教員の質が次第によくなり、教授ぶりも漸次改良せられ」(5)と語っている。一方、ある報告書によると、「福岡は九州咽喉の大都會にして、教育も大に普及せし有様なり。尋常師範学校は、教員も充備し、諸事総べて能く整頓せり。教場は皆教員に割り渡し、この教場は何教諭の教場にて、彼の教場は乙助教諭の教場といふ様に仕組みたり。」(6)と報告されてい

るよう、教官は、充実したものであった。教職員の組織が整備されたのは、明治21年8月21日公布の文部省訓令第一号の『尋常師範学校設備準則ノ事』によってであり、それによって尋常師範学校教職員名および定員が定められた。さらに、それは、明治24年11月16日公布の勅令第217号の『尋常師範学校官制』によって改正されたが、明治27年の福岡県尋常師範学校の教員

表(3) 教員資格及職員俸給表(7)(明治27年度)

職 名	俸 給	資 格	人 員
校 長	年俸 八百円	旧東京師範学校中学師範学科卒業 尋常師範学校外二校全科免許状所有	一
教 諭	月俸 五拾五円	旧東京師範学校中学師範学科卒業 尋常師範学校外二校全科免許状所有	一
教 諭	同 五 拾 円	旧東京師範学校中学師範学科卒業	一
教 諭	同 五 拾 円	文科大学特約生教育科卒業 尋常師範学校外二校倫理教育歴史英語科免許状所有	一
教 諭	同 四 拾 円	旧東京大学医学部製薬学科卒業文部省手工講習証明状 尋常師範学校外二校化学科免許状所有	一
教 諭	同 参 拾 五 円	高等師範学校博物撰科 尋常師範学校外二校博物科免許状所有	一
教 諭	同 参 拾 五 円	尋常師範学校外二校算術代數科免許状所有	一
教 諭 兼 舎 監	同 参 拾 五 円	高等師範学校博物科卒業 尋常師範学校外二校全科免許状所有	一
教 諭 兼 舎 監	同 参 拾 円	尋常師範学校外二校国語科免許状所有	一
教 諭	同 参 拾 円	尋常師範学校外二校国語漢文科免許状所有	一
教 諭	同 四 拾 五 円 休職=付当分 月俸 式 拾 円	札幌農学校卒業 尋常師範学校外全科免許状所有	一
助教 諭 兼 舎 監	同 式 拾 式 円	高等師範学校体操科卒業 尋常師範学校外二校体操科免許状所有	一

職名	俸給	資格	人員
助教諭兼訓導	同 弐拾円	女子高等師範学校卒業 尋常師範学校女子部高等女学校全科免許状所有	一
助教諭兼舍監	同 拾五円(休職)	陸軍教導団歩兵科卒業 尋常師範学校外二校(兵式)躰操科免許状所有	一
訓導	同 参拾円	旧東京師範学校小学師範学科卒業 文部省普通免許状所有	一
訓導	同 弐拾五円	愛媛県師範学校卒業 文部省普通免許状所有	一
訓導	同 拾四円	本県尋常師範学校卒業 小学校本科正教員免許状所有	一
訓導	同 拾參円	本県尋常師範学校卒業 小学校教員免許状所有	一
訓導	同 九円	本県尋常師範学校卒業 小学校教員(高等小学校ハ文子ニ限ル)免許状所有	一
書記	同 拾五円		一
嘱托教員		陸軍士官学校卒業	一
雇教員	同 四拾円	帝国大学農科大学卒業	一
雇教員	同 弐拾円	東京女子師範学校卒業 文部省普通免許状所有	一
雇教員	同 拾五円	音楽取調所卒業	一
雇教員	同 拾參円		一
雇教員	同 拾參円		一
雇教員兼雇舍監 兼雇書記	同 拾円	陸軍教導団歩兵科卒業	一
雇教員兼雇舍監	同 九円		一
雇書記	同 九円		一
雇書記	同 八円		一

本表内教諭一名助教諭一名ハ陸軍豫備後備召集ニ応シ休職中

資格及職員俸給表は、表(3)の通りである。上述の教員の身分待遇等の規定の外、注目すべきことは、明治21年9月15日、「尋常師範学校職員ノ儀ハ殊ニ容儀ヲ正シ威重ヲ保タシムルコトヲ職務上必要ニ付」(8)という理由で、「執務上一定ノ服ヲ着用セシムヘシ」(8)という指令があったことである。そこで、翌10月9日、福岡県尋常師範学校長教員幹事舍監の制服が定められた。

福岡県尋常師範学校生徒の定員は、明治19年5月28日の文部省令第10号の『尋常師範学校生徒募集規則ノ事』によって、150名と定められ、その内訳は、男生徒100名、女生徒50名である(9)。それが、明治22年5月28日には、「生徒定員ヲ二百名トシ定員以内ニ於テ女生徒ヲ養成ス」(10)と改められた。

生徒の募集は、明治19年5月28日制定文部省令第10号の『尋常師範学校生徒募集規則』(11)によると、つぎのような資格の者と方法によって行なわれた。

「第一条 尋常師範学校ノ生徒ハ左ノ資格ヲ有スルモノヨリ募集スヘシ

一 身体強健ニシテ尋常学校令第一条但書ノ目的ヲ達シ得ヘキト認ムルモノ

一 高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ

一 齢十七年以上二十年以下ノモノ

但第二条第一種ノモノハ此限ニアラス

一 其府県下在籍ノモノ

第二条 尋常師範学校ノ生徒ハ左ノ二種ヨリ募集スヘシ

第一種 郡区長ノ薦举ニ係ルモノ

第二種 直ニ師範学校ニ願出タルモノ」

福岡県は、「生徒募集ノ手続ハ尋常師範学校生徒募集規則ニ基キ郡区長ノ薦举ト一般募集ノ二種トシ郡区長ノ推薦ニヨルモノハ予メ各郡区ニ薦举人員ヲ指定シ試験ノ上級入学ヲ許シ其人物学力ヲ検定シテ本入学ヲ許否セリ然ルニ自今以往ハ文部大臣内訓ノ趣旨ニ基キ郡区長薦举生ハ入学試験ヲ用ヒス直ニ級入学ヲ許シ試験生中ニ其人物学力ヲ検定シ本入学ヲ許否セシメ且自

今一層薦舉方ニ慎重ヲ加フヘキ旨ヲ郡区長ニ内訓セリ」(12)と明記されているように、募集方法を郡区薦举制と一般募集制の二つとした。福岡県は、明治20年8月6日、『尋常師範学校生徒薦举手続』(14)を定めたが、最初は、郡区薦举生にも試験を行なっていたけれども、明治21年からは、それを行なわずに仮入学を許したのであった。

明治29年4月第二種(一般募集)生として入学した者は、「試験科目は修身国語(国文、文法)漢文作文(記事文日用文)習字算術(筆算、珠算)地理(日本、外国)歴史(内外)理科、図画、唱歌、体操等の普通科は皆漏す処がない。……初回目は合格三十数名の中二十名採用されるので、日時を定めて体格検査があり口答試問がすんで皆雨天体操場(今の柔道場)に待って居れのこと」と(13)と語っているように、学科試験で第一次合格者を選び、そのつぎに身体検査と口頭試問を行ない仮入学者を選んだのであった。

一学年の定員は、年度によって異なり、30名から40名であった。又、郡区薦举生と一般募集生との割合は一定しておらず、さらに、郡区薦举生は、「郡区長ニ於テ薦举スヘキ生徒ノ員数ハ其都度之ヲ定ム」(14)と明記されているように、年度によって、ならびに、郡区によって違うのであった。例えば、明治24年4月の入学生は、「僕は郡で十一人の志願者中、学術試験の結果僕倅にも只一人其選に入ったので、本校には無試験で入学したのであった。」(15)と、あるいは、明治27年4月の入学生は、「当時の募集人員は約三十名で一半は郡長推薦で入学を許され、残り十五名をそこが公募されるので、非常な入学難であった」(16)と、あるいは、明治27年4月の入学生は、「即ち一種生は郡市長の推薦によるもので県内各郡市から一名又は二名……二種生は一般試験による入学で之が十数名(一種二種計四十名の一学級)」(17)と、あるいは、明治30年4月の入学生は、「其数(筆者註: 郡選生を示す。)は、各郡市どんな配であったかは知らぬが、私の遠賀郡からは、其の年男三人女一人であった」(18)と語っている。明治25年から27年までの三年間の在学生の一種生と二種生の内訳をみると、つきの表(4)の通りである。この表で注目すべきことは、二種生より一種生がやや多いということと、女性においては二種生が圧倒的に多いということである。

入学試験に合格しても、「初メ試験生トシテ一箇月以上三箇月以内仮ニ入学セシメ其資性品行等ヲ審察シ適当ト認ムモノニ限り本入学ヲ許スベシ」(11)と明示されているように、1~3ヶ月間は試験生(仮入学

表(4) 一種生と二種生の内訳(明治25年~27年)

種別	年代		明治25	26	27
	男	女			
一 種 生	79		67	64	
		5		1	
二 種 生	70		55	63	
		35		48	

註、福岡県学年年報により作成。

生)であった。仮入学生にとって、本入学の許可を得ることは大変なことであった。明治24年4月の入学者は、そのことについて、次のように回想している。

「意氣揚々入学はしたものゝ三ヶ月間は仮入学で、ビクビクものだった。僕は学術では不合格とはなるまいと信じてゐたが、丈は短く体力はなしはねられはせぬか?と心配した。又敬礼の仕様の悪い位でも、小泉先生が右手の母指を突出して、『お前は一種生かい二種生かい。』と云って睨付けられ、一縮みになった事を今に忘れない。それで僕は小心翼々たる一方には力めて器械体操を勉強して体力を増へる事に意を用ひたのだった。又仮入学中体力や品性の試験の為で修学旅行が行はれる例であった。ところが修学といふは名計りで、行軍である。……苦しい一退学?我慢?或者は靴ぞれして、血の垂る足を我慢して帰校した。」(15)

あるいは、明治27年4月の入学生は、「尚一学期間は仮入学として取扱はれ、厳重な考査の上、本入学が許可されるといふ制度になってゐたので随分ビクビクしたものであった。中途に退学を命ぜられるものも勤くなく……比の時代にはよく軍隊式の行軍が行はれ、背嚢を負ひ武装した儘數日間に涉り、日々五里十里といふ旅行をやらせたものだ。それは多く一学期末の熱く如き炎天下に行はれ而かも其成績が直ちに本入学に影響するといふので一年生は生命がけで頑張り」(19)と語り、あるいは、明治29年4月の入学生は、仮入学時代の苦しさを、上記の二人と異なった角度から次のように語っている。

「四月から夏休み迄此の四ヶ月間は随分長かった。その筈で上級生と下級生との階級制度それは實に色々のこと、近代の自治とか又自由意志尊重とかの寄宿生活には想像も及ぶまい。一、二の例を挙げると毎朝上級生又相互会ったら御挨拶と敬礼を怠つてはならぬ。毎夕黙学が二時間で若し室外に出る所要あらば一々学友長の許可がいる。照明ランプ掃除

は新入生が当番廻しでやる。処がホヤを破ると八釜しい、自弁する。又燈心の切り方が悪いと光が偏る、ホヤが曇る、仕替ねばならぬ。叱られるといふ始末、又食堂の毎食事、廊下の途中も先輩に道を譲り結局遅く行って早く仕舞はねばならぬ。早嗜みして碌々味も感じないで生汗かく。特に夕食直後は受持庭園の掃除若し少しでも遅らすと二年生が箒を取って掃く私が代りませうと懇望しても容易に箒を手渡さぬ。睨まれるとすべての作業にいひ知れぬ気苦労を重ねねばならぬ。それから外出しても茶店も覗かれぬ上級生の眼が迫も恐ろしい。本入学決定前には四年生の会議人物評が極秘に始まる。斯くて先生達の取扱の参考資料を提供するのであった。………本入学許可前二、三名退学の止むなきを見たが先づ此の難関も無事に切り抜けた。」(20)

明治30年4月の入学生も、「三ヶ月間は仮入学であった。此の間の戦々兢々振りはとても憂鬱なもので、七月十九日附で『本入学差許候事』の辞令を貰ふ時には六七人減った様であった。」(21)と語っているように、仮入学を果しても、本入学を果すまでは、校長、教師、舍監、あるいは上級生に監視され、肉体的にも精神的にも、仮入学生は、大変疲れたのであった。

明治22年から明治27年までの男子の入学志願者、合格者、本入学の時退学させられた者の数をみると、表(5)の通りである。明治24年4月の入学生は「入学

表(5) 男子の入学試験倍率

年代 種別	明治								
	22	23	24	25	26	27	28	29	30
入 学 志 願 者	89	78	99	141	154	146	163	166	214
合 格 者	29	39	33	34	39	38	40	45	83
本入学ノ際退学セラレタルモノ	0	0	8	2	1	2			

註、福岡県学事年報(明治22~27年)、文部省年報(明治28~30年)より作成。

志願者と入学許可者との割合は約十分の一で有ったから、此学校の門を潜る事は一種の誇であった。」(15)と語っているけれども、この表からみる限り、入学試験の倍率は、3~4倍である。しかし、当時の中学校の入学試験倍率は、一倍余りであるのからも判断すると「福岡県に於ける最高の学府であったので、其の生徒は肩を切って歩く有様であった。………此学校の門を潜る事は一種の誇であった。」(15)と言っているのもあながち、虚勢とは言えないであろう。

入学者の年令資格は、「齢十七年以上二十年以下ノ

モノ」(11)と定めてあるが、男子の入学年令をみると、表(6)の通りである。男子の入学者は、規定通り年令資格者が入学している。

表(6) 男子の入学年令

年代 種別	明治 25	26	27
最 高 入学年令		20年1ヶ月	20年9ヶ月
最 少 入学年令		17年1ヶ月	17年9ヶ月
平 均 入学年令	(17年10ヶ月)	18年5ヶ月	19年

註、福岡県学事年報により作成。

表(7) 入学者の学歴

明治26年

種 別	人 員
尋常中学一年期修業中ノモノ	2
尋常中学一年期修業セシモノ	2
尋常中学二年期修業中ノモノ	8
尋常中学二年期修業セシモノ	1
尋常中学三年期修業中ノモノ	4
私立尋常中学一年期修業ノモノ	0
私立尋常中学二年期修業中ノモノ	3
私立尋常中学二年期修業ノモノ	2
高等小学校修業中ノモノ	0
高等小学校修業セシモノ	11
高等小学補習科修業ノモノ	1
高等小学補習科修業セシモノ	4
京都大学寮一年期修業セシモノ	1
尋常小学校卒業セシモノ	0

明治27年

種 別	人 員
尋常中学第四年期修業中ノモノ	1
尋常中学第三期修業セシモノ	1
尋常中学第三年期修業中ノモノ	3
尋常中学第二年期修業セシモノ	2
尋常中学第二年期修業中ノモノ	6
尋常中学第一年期修業セシモノ	4
尋常中学第一年期修業中ノモノ	2
高等小学校補習科修業セシモノ	2
高等小学校補習科修業中ノモノ	1
高等小学校卒業セシモノ	13
高等小学校修業中ノモノ	0
高等小学校修業中退学独習セシモノ	2
尋常小学校卒業後独習セシモノ	1

註、福岡県学事年報より作成。

男子入学前の学歴および経歴は、表（7）の通りである。生徒募集規則によると、「高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ」⁽¹¹⁾が、入学資格であったが、やはり、高等小学校卒業以上者の入学者が一番多い。ついで、尋常中学校在学中の者が多い。福岡県尋常師範学校と改称した頃、「改めて新募集を為して上級の人員を補充したから、第三学年以下第一学年迄の学級には中学校で相当の修学を了へて来た俊才が多いのである」⁽²²⁾とあるように、中学校でかなり勉学して來た者も多いたのである。後に、師範教育の改革において有名になる明治19年に入学した野口援太郎のように、

鞍手郡立の中学校を卒業し、教員補助員の免許状を授与され、鞍手郡内の小学校教員を一年半も勤めていた者もいた⁽²³⁾。しかし入学する前に、代用教員、准教員を経験していた者は、珍しくないと、明治27年4月の入学生は、次のように語っている。

「当時の生徒は概して年長であり、殊に郡長推薦生の中には代用教員准教員が多く、入学前既に飲酒喫煙の習慣を持った者もあり、現在と余程事情を異にしてゐた。」⁽¹⁶⁾

明治19年から明治30年までの学年別の男子の在学生と卒業生は、表（8）の通りである。

表（8） 男子の在学生と卒業生数

年 種 代 別	明治 19											年 種 代 別	明治 19	20
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
第一年生	27	32	28	32	38	28	33	38	38					
第二年生	19	31	2	27	29	30	26	32	33					
第三年生	15	18	22		25	27	28	27	30					
第四年生	7	15	17	21		25	26	25	26					
合 計	68	96	69	80	92	110	113	122	127	131	139	182	業 生	36 35
卒 業 生			15	17	21		25	26	25	26	27	31	合 計	

註、福岡県学事年報（明治19～27年）、文部省年報（明治28～30年）より作成。

「從来の学級は半年毎に分かれてゐた。今度は学級を一ヶ年とした。私等の入学当時は同級三十名だったが高等科に八名、他は中等科で早く卒業する。此度の改革で更に此八名の内四名は仮設中等科に廻されて早く卒業させ、私等四名が半年上級生の同じ運命にて残された。四名と合級して第四学年を組織し是れを尋常師範学校第一回の卒業生とした」⁽²²⁾とあるように明治19年の師範学校令以前は、六ヶ月ごとの学級制をとっていたのが、それ以後は、一年ごとの学年制をとるようになった。明治19年と20年においては、過渡的に、從来の中等科と高等科も、附設されていた。しかし、師範学校令後も、入学期は九月で、卒業期は七月であったのが、「二十二年より学年ト会計年度ト相伴ハシムルノ目的ヲ以テ」⁽²⁴⁾ 「学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル之ヨー学級ノ修業期限トス」⁽²⁵⁾のこととなり、入学期は4月となった。一年の生徒数は、法令で定めてあるけれども、年度によ

って、又は、学年によって、さらには、性差によって異なるが、法令で定められた定員以下であった。

明治19年4月の『師範学校令』の第九条によると、「師範学校生徒ノ学資ハ其学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」⁽³⁾と規定され、それに基づいて、同年6月4日、文部省訓令第4号⁽²⁶⁾によって、詳細な学資支給要項が定められた。それによると、生徒全員に、食物、被服（九種）、日用品（六種）、修理及湯浴、一週間手当の五種目にわたって、学資が支給されることになっていた。そして、「夏季休業中ハ生徒ニ食費及一週間手当ヲ支給シ帰郷セシムヘシ」⁽²⁶⁾と定められているようだ。夏休中も、学資が支給されたのであった。半途退学しない限り、それらの学資は、返納する必要はなかった。明治19年に入学した野口援太郎は、学資について、次のように語っている。

「先づ学資が悉く公費と云ふことになって、食料、被服、学用品が皆県費で支給せられ、被服は上

衣は國より下衣、帽子、靴、靴下に至るまで給せられる。学用品は教科書は貸与せられ、筆、墨、鉛筆、ペン軸、ペン先、和洋紙類が毎週に与へられた上、猶一週間手当として金拾錢づつ給与せられた。拾錢と言へば今日から見れば誠に小額であるが、その当時に於ては今日の様に端た金では無かつた。土曜日に此の拾錢が支給せられるが、日曜日は此の金を握って牛肉店に出かける。数名の仲間と思ふ存分に肉を食ひ、酒も飲んで一人前僅に拾壹式錢位であった。」(27)

以上のように、師範学校生徒は、生活するに必要な金額が支給せられた。これは、森有礼が、ひとつは「師範生徒タル者ハ自分ノ利益ヲ謀ルハ十ノ二三ニシテ其七八ハ國家必要ノ目的ヲ達スル道具即チ国家ノ為ニ犠牲ト為ルノ決心ヲ要ス」(28)と考えていたからだと言われている。

被服も全員、支給されたのであるが、それは軍隊式であったと言われている。

「形式方面の最も重要な役割を持つ服装は言ふまでもなく軍隊式が採用せられた。夏は白、冬は黒の小倉服、上衣は袖が短く丈も短く、ほんの腰の辺に

届く位でともすればシャツがはみ出す程度のもので、前はボタンでとめずにホックが用ひられ、帽子はひさしのある黒の而も前高のドイツ帽を被り、短靴を穿いた凜々しい扮装であった。ゲートルは今のような巻脚絆でなく、横をボタンでとめる之も軍隊のを採用したのださうである。」

福岡尋常師範学校は、明治19年5月26日制定の『尋常師範学校ノ学科及其程度』(文部省令第九号)に基づいて、その学科程度および要旨を定めたのである。そして、福岡尋常師範学校の教育の目的は、つぎのように定められた。

「本校ノ教授ハ常ニ男生徒ニ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシメ女生徒ニ貞操婉順ノ徳ヲ具ヘシメンコトニ注意スヘシ又本校ノ授業法ハ生徒卒業ノ後自ラ児童ヲ教授スル模範タルヘキモノナレハ之カ教師タル者ハ理論若クハ高尚ナル教課ノミニ偏倚セス児童ニ教授スル模範ヲ生徒ニ示スノ目的ヲ以テ授業法ニ注意シ課業撰定ヲ慎ミ実用ヲ主トシ設問教示想到周密ナランコトヲ旨トシ生徒ノ応答講習ハ亦詳明着実ナラシムヘシ且授業ノ際生徒ノ姿勢ニ注意セんコトヲ要ス」(30)

表(9) 福岡県尋常師範学校男子部学科程度配当表(31)

学科	時間	第1年	時間	第2年	時間	第3年	時間	第4年	
倫理	1	人倫道徳ノ要旨	1	全左	1	全左	1	全左	4
教育			2	総論 智育	8	智育ノ統徳育 体育教授ノ原理 各学科授業 法学校管理法	4	学校ノ設置編 制教育ニ関ス ル本邦法令本 邦教育史外國 教育史ノ概略	28 実地授業 14
国語	3	日本ノ文法文 字ノ要略及作文	1	全左					4
漢文			2	支那ノ文法 文学ノ要略	2	全左	2	全左	6
英語	3	綴字 書取 習字 読法	4	読法 文法	3	読法 文法 翻訳	3	読法 翻訳	15
数学	4	筆算[3] 命位記數四 則 分数小數 比例利息算 自乗法開平 開立求積法 珠算[1] 加減乘除及 四則難題	3	代数[1] 積義記法符 号四則分數 幾何[2] 定義公理直 線直線形円 積	3	代数[2] 一次方程式 自乗法求根 法指數法二 次方程式比 例 幾何[1] 比例平面角 立体			10
簿記							2	単記 複記	2
地理歴史	3	地理[2] 総論 日本 地誌 製図 歴史[1]日本 歴史	3	地理[2] 外國地誌 製図 歴史[1]日本 歴史及外國 歴史ノ要略	3	地理[1] 地文ノ概略 歴史[2] 外國歴史ノ 統			9

学科	時間	第 1 年	時間	第 2 年	時間	第 3 年	時間	第 4 年
博物	2	植物〔外形、組織、生理〕 人体生理〔解剖、生理、衛生〕	2	植物〔分科法、実験標本製作〕 人体生理〔前年ノ統〕 動物〔哺乳類、鳥類、爬虫類〕	2	動物〔両棲類以下至下等動物飼育、解剖、標本製作〕	3	礦物 総論形象理化學上ノ性質及普通金石ノ諸論及鑑識ノ概略
物理 化学	2	化学 非金属金属中ノ重ナル諸元素及其化合物ノ製法性質	2	化学〔1〕 農業工業上重要ナル有機物ノ性質等ノ概略化學実驗 物理〔1〕 総論力学物質論音響學	2	物理 全 热学光 学越歴学磁 気学	3	物理 全上及物理 学実驗
農業 手 工	2	農業 器械ノ用法 穀菽蔬菜特有作物等ノ耕種法成分 実業	2	農業 家畜家禽ノ撲扱保護土壌ノ分類成 分及改良管理法實業	2	農業 肥料ノ成分性質及用法 実業	6	手工 木工具工 具ノ種類及 用法手工實 業工業上理 財ノ要略
習字 図画	4	習字〔2〕 楷行草 図画〔2〕 自在書	4	習字〔2〕全 細字速写及 塗板上書方 図画〔2〕 自在書 用 器画	1	図画 自在画 用器画	2	図画 用器画
音 樂	2	音楽上ノ名称 記号 单音唱歌	2	全左	1	旋律拍子ノ要 略複音唱歌樂 器ノ用法	2	全和声ノ要略
体 操	6	普通体操〔2〕 準備法矯正 術徒手啞鈴 兵式体操〔4〕 生兵学中隊學	6	普通体操〔2〕 啞鈴球竿棍 棒 兵式体操〔4〕 中隊學行軍 演習兵學大 意製圖	6	普通体操〔2〕 全遊戲 兵式体操〔4〕 全	6	普通体操〔2〕 全 兵式体操〔4〕 全
通計		34		34		34		34

このような教育目的を定めた後、各学科の要旨を詳細に定めたのである。男子部の学科課程表は、表(9)の通りである。

学年は2学期に分けられ、4月1日より10月10日までを第一学期とし、10月11日より翌年の3月31日までを第二学期とした。試験は一学期に2回ないし5回受持教員が行なう臨時試験と毎学年の終りに行なう学年試験があり2つの試験を総合して、生徒の進級の判定を行なったのである。試験成績により、落第ばかりでなく退校もさせることが出来た(32)。

表(9)の学科課程表は、明治15年7月24日制定の学科課程表と比較してみると、かなり異なるところがあるけれども、その中でも、体操を一番重視している点が著しく異なる点である。これは、森有礼が、師範学校の目的である三氣質養成のための道具責めの方法として兵式体操を重視したためであるが、福岡県尋常師範学校でも、「生徒養成ノ状況ハ主トシテ徳性ヲ涵

養シ順良信愛等異日子弟ノ模範トナルニ必要ナル氣質ヲ養成ス故ニ殊ニ寄宿舎内ノ訓練ハ厳重ニ之ヲ施行シ規則ヲ厳格ニ守ルノ習慣ヲ養ハシコトヲ努メ又勉メテ兵式体操ヲ課シテ氣質ヲ鍛錬シ殊ニ師弟ノ間ニ行ハル、ノ礼節ハ最モ意ヲ加ヘテ之ヲ訓誨シ其懈怠ヲ懲責处分スル等始終徳性ノ涵養ヲ怠ラサリシ」(33)と明記してあるように、実際の教育において、三氣質養成の為に、寄宿舎、師弟関係と同時に、兵式体操を重視したのであった。明治19年に入学した野口援太郎は、そのことについて、次のように語っている。

「新師範学校で特に目立って著しく変って来たのは訓練の方面である。特に体操科の教授と寄宿舎の制度とが、兵式的になって來たことである。……勿論師範学校のことであるから、普通体操も課するには課したが、重きを置いたのは主として兵式体操であった。私の学んだ福岡県の師範学校の如きは、恐らく此の教育法の最も徹底した一つの学校であつ

たであらう。各種の兵式用の体操器械は充分に備へ付けられ、日々の兵式教練は校長が常に臨場する。常住の兵式体操の先生の外に、連隊から将校がやって来て之を監督する。偶には連隊長始め陸軍の将校を招待して、器械体操の実演を見せる。又こちらから出かけて行って、兵士の練兵の有様を見る。観兵式には必ず参列する。始終大小の行軍が行はれると云ふ始末で、我々の様な身体の強くない、そして我儘なものには嫌で嫌で堪らなかった」(34)。

福岡県尋常師範学校では、三気質養成のために、上述のように兵式体操を大変重視したのであるが、その外、行軍を兼ねた修学旅行を重視したのであった。資料で見る限り、修学旅行を行なったのは、明治20年、「時々修学旅行ヲ挙行ス」とあるのが最初である(35)。明治23年には、筑後地方と東京などへ2回(36)、明治24年には、熊本県などへ4回(37)、明治25年には、大分県などへ5回(38)、明治26年には、長崎などへ8回(39)、明治27年には、熊本、佐賀県などへ3回の修学旅行を行なっている。(40)この修学旅行は、「或ハ名所古蹟ヲ探り或ハ動植物ヲ採取其他苟モ學術上参考スルニ足ルモノアレハ偏ク之ヲ探訪シテ實施ノ研究ヲ遂ケ其益スル所勘カラス又旅行中時々発火演習ヲ為シ氣質鍛錬上大ニ得ル所アリキ」(39)とあるように、単に新知識を得ると言うのではなく、気質鍛錬をもねらいとしていたのであった。当時の在学生の言によると、「修学旅行でも今のやうに見学、視察が主でなく、鍛錬が主で、京阪地方に行くにも四国に行くにも、徒步で毎日八里乃至十里位歩かせられるので、皆大いに元気を出したものであった。万事こんな調子で鍛錬主義であった」(41)と、あるいは、他の在学生は、「此の時代にはよく軍隊式の行軍が行はれ、背嚢を負ひ武装した儘数日間に涉り、日々五里十里といふ旅行をやらせたものだ。それは多く一学期末の熱く如き炎天下に行はれ而かも其成績が直ちに本入学に影響するといふので一年生は生命がけで頑張った」(42)と述べ、あるいは、「校長卒先して長途の行軍炎熱焼くが如き日に十里の行程數日に亘るあり」(43)と、その修学旅行は、行軍を主とし、校長は、率先して、それに参加したのである。

寄宿舎生活も、三気質養成の為の重要な手段として考えられたのであった。そこで、生徒は、全員、寄宿舎に入り、「総生徒ヲ学中隊トシ之ヲ二分シテ学小隊トシ之ヲ二分シテ学分隊トシ又分テ学友ト」し、「学小隊ニ学小隊長各一名学分隊ニ学分隊長各一名学友ニ学友長各一名ヲ置ク」ように編成されたのである(44)。

そして、寄宿舎は、「自修室と寝室とに別け、寝台、寝具等の諸設備は勿論、編成から諸調度、整理整頓の様式に到る迄兵営生活そっくりであった」(16)と言われている。明治19年に入学した野口援太郎は、当時の寄宿舎生活の様子を、詳細に、次のように語っている。

「寄宿舎の生活といったら、又大変に嚴重なもので、掃除、整頓等丸で兵営その儘であった。眼の置み方にも一定の順序方法があるのみでなく、その寸法までがチャンと一定して居た。眼は棚の上に積み重ねて置くのであったが、それにも一定の順序があって、積む訳に行かない。役員には伍長とか什長とか少隊長とか言ふ様な、丸で軍隊其の儘の名称を附した処もある。掃除など中々ハ釜しいもので、マッチのツケカスが一本落ちて居ても、夫を取り上げて、眼の前につきつけて詰問せられると云ふ有様であった。私も一度舎監某氏から現物をつきつけられて、何とも答弁することの出来ない大災厄に逢ったことがある。外出時間は始めは日曜だけであったが、後には土曜日と水曜日の放課後が加へられたやうである。そしてその时限の嚴重なことは、二分でも三分でも所定の时限に遅れると、兵卒上りの門候が外出札を舎管に届ける。すると必ず禁足の四五日は受合ひだった。…………罰則は通常、謹慎、禁足、停学、放校などがあり。放校の場合には学資償還が伴うて居た。そしてビシビシとこれらの罰則が実施せられたので、我々憚るべき未来の青年大教育家は、実は内心ビクビクもので、気の弱い私などは本当に嫌で嫌で堪らなかった。…………夫に舎監と言ったら、次第に下士上りの軍人に代って仕舞ったので、寄宿舎の空気は益々軍隊化して仕舞った。彼等は何等教育上の思想を有して居るのではなく、何等尊敬すべき人格の所有者でもない。又何等学問の上に造詣が深いと云ふものでも無い。唯無闇に権柄づくで兵卒をいちめ上げることに慣れて居ると云ふ廉を以って、青年教育を訓練しやうと云ふ重職に任命せられて居るのである。従って彼等と生徒との間には何等温情の存する所はない。唯監視と処罰とが両者の間を繋いで居たに過ぎない。我々の舎監に任命せられた某下士あがりの人物は、一旦言ひ出したことは、何といつても聞かない分らず屋であったから、我々はサヴェジと云ふ尊称を奉って居た」(45)。上述の野口の述べていることは、独断でなく、当時の多くの在学生が、言葉は違うけれども、同じ意味のようなことを述べている。又、これは、福岡県尋常師

範学校の寄宿舎だけのことではなく、全国で共通することである。

寄宿舎生活が、軍隊式であったのは、軍人上りの舍監と生徒との関係ばかりでなく、生徒間、すなわち、上級生と下級生との関係もそうであった。すなわち、上級生と下級生との関係は、古兵と新兵との関係であったと言う。野口援太郎は、さらに、そのことについて、次のように語っている。

「古参生徒と新参生徒との間の関係も、丁度古兵 新兵の間のそれと同様になって仕舞った。以前から 寄宿舎には蒲団押だとか拷問だとかの蛮風制裁は あったが、兵営式に転化してからは、此の弊風は益々 悪化した。何のことはない一二年の生徒は、丸で三四年生の下僕となってしまったのである。彼等は古 生徒の寝床をとってやり、その片付をしてやり、靴までも磨いてやらねばならなかった。新入生は食事 の時にも早く食堂に行ってはならないので、いい処は皆古参生徒の為に占領せられた後でなくては、食事をすることは出来なんだ。内外の掃除が全然彼等の腕によりてなされたのは言ふ迄もない所である。 その上少しでも上級生の気に入らぬことがあれば、 平常は何かにつけて嫌味をあびせられる。それは彼の姑の嫁いびりと少しも異なる所が無い。多少傲慢な 風でもあると、役員会議とか四年生の会議などに呼び出されて、有ること無いことを言ひかけられ、何 等の弁明をも許されずに、悪口雑言を浴びせられ、恨 を呑んで辛抱して居る外には、何とも仕様の無い状 態であった。どうかすると唯口頭でいちめられる許 りでなく、鉄拳の乱下も屢々ありがちのことと、役員 等の間にはチャント前以って黒表が製作せられて、 その制裁の方法も申合せがあったものである」(46)。 上級生と下級生の軍隊的な封建的関係を語っているのは、野口だけではない。前掲の明治29年4月の入学 生が、仮入学時代の状況を語っている中にも、「上級 生と下級生との階級制度それは実に中々のこと、近代 の自治とか又自由意志の尊重とかの寄宿生活には想像 も及ぶまい。」(20)と言っているように、上級生と下級 生との上下の関係は、厳しいものであった。

以上考察して来たように、明治19年から30年ごろまでの福岡県尋常師範学校の教育は、軍隊式で画一主義であった。後年、当時の在学生は次のように批判している。

「当時一般の教育は軍隊式で、圧迫画一を主とし、 舛官上りの幹事の重職に任用し、生徒に直接する 舛監には軍人上りを任用し全然軍隊式に依って、

自由なるべき教育者を作り出さんとした事は、一大 錯誤であった」(47)。

明治20年代、前述のような師範学校教育に対し、生 徒が憤満をもち、師範学校で学校騒動が各地で起った のである(48)。福岡県尋常師範学校では学校騒動がなかつたのが自慢であると言われているが、「僕の三年の 時又盜難事件で、禁足に逢つた事十余日、犯人は現はれず、憤満の結果が吉井舎監排斥と姿を変じて、大分 驚いた」(49)とある。さらに、「私などより一層氣の 弱かった連中は相ついで数名も発狂したものがあるこ とをよく覚えて居る」(50)という資料さえある。これ らから判断すると、明治19年から明治30年までの福岡 県尋常師範学校教育は、生徒にとって、満足すべき ものでなかったと見るべきであろう。

尋常師範学校を卒業すると、十年間は教職に従事しなければならなく、その中の五年間は、郡選生は郡区長指定の小学校に、一般募集生は、府知事県令指定の 学校に、従事する義務があったのである。そして、卒業者は、「毎六ヶ月服務ノ状況ヲ該学校ニ報告」(51) しなければならなかった。尚、卒業者は、「初任ノ際 支給スヘキ給料ハ其人物及学業等ヲ査定シテ之ヲ定ム ルカ故ニ一定ノ俸額アルニアラスト雖トモ其範囲ハ概 ネ男子ニシテ九円以上拾貳円以下」(52)と、初任給は、 在学時代の成績によって、異なっていた。

(二) 女子部の設置

福岡県においての小学校女教員養成は、明治16年8月11日、福岡区費で福岡高等小学校内に設立された女教員養成所によって開始された。しかし、それは、一年足らずしか、設置されなかつたのである。他の府県では、明治10年代、独立した女教員養成機関を設置したり、師範学校に女子部を附設したりして、女教員を養成していたのである(53)。

明治19年4月、師範学校令が公布され、福岡県でも、福岡県尋常師範学校と改称し、それを整備、充実したのである。しかし、女教員養成機関が設置されなかつたので、前述の女教員養成所を卒業した者の中から18名が、次のような理由で、明治19年11月18日、 師範学校に女子部を設置するよう福岡県会議長中村耕介に建議書を提出したのであった。

「全国中、東中国に女子教育の拡張は月を経、年を逐ふて之れ是れ勉め、四国の全県及九州の二県即ち長崎、鹿児島の如きも、早く已に女子師範学校の設けありて、陸續業を卒へて将に大に社会に尽すあらんとするの今日なるも、独り福岡幾万の女子に在

ては僅かに普通教育の範囲を脱したるの曉は、行かんとするに路なく、学ばんとするに法なく、遙に遠大の志を斎しく空しく貴重の時を送り、知らず識らず旧習に染み古態に泥み、古来儒教の弊害に陥り男子又女子を奴隸視するの蛮風を免れず、是れ誠に西隣の女子は文明の花を開かんとし、東家の女子は依然蛮風に吹かるるの形状にあらざるか。翻て都門の景色を見れば、毎々進て女子教育の事及女風の改良に注意し、其の結果となりて世に顯はるゝものゝ果して社会に裨益する所あるは妾等の最も羨望する所なり。……故に妾等が特に此に連署して足下に冀ふ所のものは、明治二十年度よりして女子師範生徒五十名を募集せられん事を議決せられ、妾等及び同窓の本県女子に明治の隆運に際会した子の栄を聊か附与せられん事則ち是なり。」⁽⁵⁴⁾

明治20年4月福岡県尋常師範学校長となる八重野範三郎は、学務課長として、県の反対意向を強調したが、県会で女子部設置が、満場一致で可決されたのであった。明治20年度から、生徒募集を行ない、福岡県でも、女教員養成が再び開始されたのであった。第一回生は、第一回の募集の状況を次のように語っている。

「明治20年9月当時福岡県尋常師範学校女子部第一回の募集に応じて、入学試験の閑門を通過したる十九名の人達は、既に一学生として授業を受け、三ヶ月を過ぎた。十一月末に新に六名の補欠員募集があり、我等は此補欠員として入学し、茲に始めて規定の人数二十五人の一年生が完成したのであった。」⁽⁵⁵⁾

そして、前掲の『尋常師範学校募集規則』に定められた資格に基づき、入学試験に合格した第一回入学者は、「元來官費生として県費を仰ぐ事なれば、入学者は筑前、筑後、豊前六郡より一粒選りの選出生、未だ旧藩風の嚴肅なる家庭に、孔子曰くの漢字畳に訓育された秀才達、小学校出の補欠員の私達は、随分いたわって教へてもらったものであった。」⁽⁵⁶⁾とあるように、各郡から選ばれた郡選生であった。他の資料によると、「生徒は明治三十一年度までは郡選（県下各郡から一名あて選抜）で一学級十七名前後であった」⁽⁵⁷⁾と、明治31年度まで郡選であったとあるが、表（4）を見れば分るように、明治26年、27年は、圧倒的に、一般募集生が多く、割合から言うと、男子と比べてみても、郡選生が、かなり少ない。

入学試験に合格しても、「此二月八日には二十四人の女生徒が一人づつ校長の前に呼び出されて本入学を

許可すの宣言を受けて私はびっくりした。其なら今迄は仮入学であったさうなと、二十五人中一人丈が此本入学の数にもれた人がいた」⁽⁵⁸⁾とあるように、即ちに本入学を許可されるのでなく、仮入学期間があり、それに合格した後、本入学を許されるのである。

明治22年から明治27年までの女子の入学志願者、合格者、本入学の時退学させられた者の数をみると、表（10）の通りである。

表（10）女子の入学試験倍率

年代	明治 22	23	24	25	26	27	28	29	30
種別									
入 学 志 願 者	20	23	21	34	31	34	41	58	49
合 格 者	9	13	19	15	18	17	19	18	15
本入学ノ廢退 学セラレタル モノ	0	3	3	3	2	0			

註 福岡県学事年報（明治22～27年）、文部省年報（明治28～30年）より作成。

この表によると、女子の入学試験の倍率は1～2倍位で、男子の倍率より低い。さらに、仮入学しても、本入学出来ない者が、割合からみると、女子の方がその率が高い。

女子の入学者の年令をみると、表（11）の通りである。女子は、「齢十七年以上二十年以下ノモノ」という規定外の者、すなわち年齢の低い者が入学している。男子と比べると、2才若い。

表（11）女子の入学年齢

年 齡	明治 25	26	27
種 别			
最高入学年齢		17年3ヶ月	19年11ヶ月
最少入学年齢		15年	15年10ヶ月
平均入学年齢	16年6ヶ月	16年7ヶ月	16年11ヶ月

註、福岡県学事年報により作成。

表（12）女子入学者の学歴

明治26年

種 别	人 員
私立尋常中学一年期修業ノモノ	1
私立尋常中学二年期修業中ノモノ	2
高等小学校修業中ノモノ	1
高等小学校修業セシモノ	7
高等小学校補習科修業ノモノ	5
高等小学校補習科修業セシモノ	1
尋常小学校卒業セシモノ	1

明治27年

種別	人員
尋常中学第一年期修業セシモノ	1
尋常中学第二年期修業セシモノ	1
高等小学校修業中ノモノ	3
高等小学校卒業セシモノ	8
高等小学校補習科修業中ノモノ	4

註、福岡県学事年報により作成。

女子入学者の入学前の学歴は、表(12)の通りである。この表をみると、高等小学校卒業の者が一番多く、ついで、高等小学校補習科で修業中の者が多い。

本入学すると、「此年の暑中休暇には四十日分の食費と手当金をもらって帰省した。……二月本入学を許された時に、夏冬の衣類を支給された。小倉織の袴二枚、内一枚は入学以来其迄着用自弁の分を、一金六拾銭で校費で買上げられた事を記憶する。双子縞の羽織二枚、同袴二枚、紺カスリ單衣二枚、白カスリの寝衣一枚、縞の紀州ネルのシャツ二枚等であった。もとより其の色、其の柄と云ったら、昭和の五十女の着る様なジミなもの、爾来卒業迄三年の間は隔年に一枚づゝ

支給されたものである」(58) 「教科書参考書は勿論、消耗品を除く外は食器も一切貸与せられた」(56) 「紙筆墨鉛筆インキ等は勿論手当金として一週に十銭宛の御小遣いを頂いた」(56) とあるように、男子生徒と同じように、学資は全額支給されたのであった。

入学した女生徒は、「同一学校内に女子部と男子部の寄宿舎が設けられ、同じ校舎内で教育を受けた」(5)「校舎は男子部女子部共用で、教室は交互に使用し、寄宿舎は附属小学校をはさんで男子部は東側、女子部は西側」(57)とあるように、男子部と、教官も、校舎も、教室も、共用した。しかし、男女共学ではなかった。

第一回生は、「学科は男子部と同課程」(56)であったのが、明治22年5月28日布達の福岡県告示第四十号『福岡県尋常師範学校規則』により、女子部の学科課程は変更された。それによって、修業年限は、4年から3年となり、「女生徒ニ貞操婉順ノ徳ヲ具ヘシメンコトニ注意スヘシ」(44)と、男生徒と異なる教育目的を定め、学科課程も、男生徒と異なるものであった。それは、表(13)の通りである。

表(13) 福岡県尋常師範学校女子部学科程度配当表(59)

学 科	第 1 年				第 2 年				第 3 年				各業 学時 科間 授計
	時間	前 学 期	時間	後 学 期	時間	前 学 期	時間	後 学 期	時間	甲 学 期	時間	乙 学 期	
倫 理	1	人倫道徳 ノ要旨	1	全 左	1	全 左	1	全 左	1	全 左			5
教 育	3	総論，智 育ノ理	3	前期ノ統 キ	5	德育体育 ノ理， 各学科ノ 教授法	5	前期ノ統 キ，教授 ノ原理， 学校ノ設 置編制	6	学校管理 法，教育 三関スル 本邦法令 ，各学科 ノ教授法 統キ	28		22
国 語	5	日本ノ文 法文学ノ 要略及作文	5	全 左	8	全 左	4	全 左	4	文学ノ要 略及作文			22
数 学	3	筆算〔2〕 命位記 數四則 分數小 數 珠算〔1〕 加減乘 除四則 雜題	3	筆算〔2〕 前期ノ 統キ 珠算〔1〕 前期ノ 統キ	3	筆算 諸比例 利息算 ，自乘 法，平 方，開 立，求 積法	3	前期ノ統 キ	3	幾何ノ大 意			15
地 歷	4	地理〔2〕 総論日 本地誌 ノ要略 地文ノ 概略 歴史〔2〕 日本歴 史ノ要 略	4	地理〔2〕 前期ノ 統キ外 國地誌 ノ要略 地文ノ 概略 歴史〔2〕 前期ノ 統キ	2	地理〔2〕 前期ノ 統キ	2	地理〔1〕 前期ノ 統キ	2	地理〔1〕 前年ノ 統キ			14

学 科	第一 年				第二 年				第三 年				各業 科時間 授計
	時間	前 学 期	時間	後 学 期	時間	前 学 期	時間	後 学 期	時間	甲 学 期	時間	乙 学 期	
理科 博物生理 物理化学	2	植物学及 生理ノ大 意	2	前期ノ統 キ	4	生理ノ統 動物学礦 物理学ノ大 意[2] 物理ノ要 略[2]	4	博物生理 [2] 前期ノ 統キ 物理[2] 前期ノ 統キ	3	化学要略			15
家事 衣食住ニ 関スル事 作法育児 ニ関スル 事項 簿記 裁縫	4	家政[1] 衣食住 ニ関ス ル事項 裁縫[2]	4	家政[1] 前期ノ 統キ 裁縫[3]	4	家政[1] 作法育 児ニ関 スル事 項 裁縫[3]	4	家政[1] 前期ノ 統キ 裁縫[3]	4	簿記[2] 裁縫[2]			20
習字 図画	4	習字[2] 楷書 図画[2] 自在画	4	習字[2] 行書 図画[2] 全左	3	習字[2] 草書 図画[1] 全左	3	習字[1] 細字ノ 練習及 速字法 図画[2] 自在画 用器画	3	図画 全左			17
音楽	2	音楽上ノ 名称 記号ノ要 略 单音唱歌	2	全 左	2	前年ノ統 キ 樂器用法	2	旋律和声 拍手等 ノ要略 複音唱 歌樂器 用法	2	前年ノ統 キ			10
体操	3	普通 準備法, 正術, 徒 手	3	全左 徒手, 哑鈴, 球竿	3	全左 前年ノ 統キ及 木環	3	全左 前期ノ 統キ及 豆囊	3	全左 前年ノ 統キ及 遊戲			15
通 計	31		31		31		31		31		28		

男子の学科課程表がこれまでの学科課程表と大きく異なるところは、英語・漢文を廃止したこと、博物、物理、化学を理科としたこと、などである。このような学科課程の変更について、当時の在学生は、次のように語っている。

「女子部に制度変更せられた為とは云へ、此時代俄かに三年制となって、学科の中から英語科が全廃せられた。此時私達は修業年限の短縮にはさほどの関心なく、寧ろ毎日いじめぬかれた英語科の除かれた事を喜んだものである。其の無邪気さ何ぞ知らん。此が将来大なる煩をなして女子部の卒業生は男子の卒業生に伍し得られざる原因をなさうとは。」(56)この外、男子の学科課程表と違う大きな点は、女子においては、体操の時間が少なく、兵式体操が課されなかったことである。それと関連して、修学旅行という名の行軍もなかったのは言うまでもない(57)。さらに、寄宿舎生活も、男子のように、軍隊式ではなかった。明治20年に入学した第一回生は、「女生徒寄宿舎ノ如キハ固ヨリ其設備ナキ所ニシテ本年新ニ募集シタル女生徒ハ校外ニ仮寄宿舎ヲ以テ之ヲ監督セシム」(35)とあるように、大名町の横田田代氏の邸を借家して、

ここを福岡師範女子部仮寄宿舎としたのであった。その寄宿生を二舍に分け、それぞれに舍長を置き、「此に舍長に愛撫されて二十五人が一家族として団楽しし、毎日列をなして通学したものである」(58)と言われている。明治22年3月、荒戸町に、新寄宿舎が出来、女生徒は、そこに移転した。それは、木造二階建であり、「二階は寝室と病室とに宛られ、下は自修室、別棟に食堂、炊事場、浴室、身仕舞室等があり下の自修室はテーブルに椅子、二階の寝室は純然たる寝台ワラ布団、敷布二枚、毛布三枚、唯枕丈が昔ながらの木の枕、慣れない間は寝る時は飛上り、起きた時は飛下りて居た。………自習室、寝室、廊下、浴室等ランプ掃除の当番を順番でつとめて居た。………自分等は此伊崎の新寄宿舎より毎日列を組んで通学し、一意修学に精進した。」(59)と。そして、炊事は、「四、五人で一週間其の任に当り、献立は勿論、米磨き飯炊き洗ひ片付けまで一切人手を借りな」(59)かったと言う。男子の寄宿舎生活と全然異なる風景である。

明治20年から30年までの女子の学年別在学生と卒業生は、表(14)の通りである。

卒業すると、明治22年10月25日の『尋常師範学校卒

表(14) 女子の在学生と卒業生数

年 代 種 別	明 治 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
第一年生	25	23	12	13	14	15	16	18			
第二年生			19	9	12	10	16	15			
第三年生				18	8	11	8	16			
合計	25	23	31	40	34	36	49	49	50	51	50
卒業生					18	7	11	8	16	14	14

註、福岡県学事年報と、文部省年報より作成。

業生服務規則中改正ノ事』により、5年間は教職に從事する義務があり、また、その中の2年間は指定された学校に勤務しなければならなかった。尚、卒業生は、在学中、「其人物及学業等ヲ査定シテ」(52)「六円以上九円以下」(52)の初任給が与えられた。男子と比べると初任給から低かったのである。

(三) 小学校教員講習所の附設

以上のように、福岡県においては、尋常師範学校を整備し、女子部などを充実したのであるけれども、「尋常師範学校卒業生ヲ以テ到底其供給ニ充ツルニ足ラザル」(36)とあるように、尋常師範学校の卒業生だけでは、都市の小学校教員の需要を充ることが出来なかつた。福岡県でも、小学校教員が不足し、無資格の小学校教員が大半を占めていたのである。尋常師範学校卒業生は、高等小学校教員にのみ採用され、尋常小学校教員に、これを充用することは、困難であった。したがつて、福岡県教育会長は、「尋常科以下ノ教員ヲ養成シ以テ教員ノ欠乏ヲ補充スルヲ目的トスル」(36)小学校教員講習所を、尋常師範学校に附設するよう県会議長に建議があつた。県議会で、これが認められ、次のような予算と要領で、小学校教員講習所が附設されることとなつた。

「予算

一金千八百三十円

内訳

金三百六十円

教員給

金千三百二十円

生徒食費

金百二十円

生徒取締給

金三十円

雜費

設置要領

一、場 所	福岡県尋常師範学校ニ付設ス
一、人 員	毎期凡四十名
一、入所資格	年令満二十才以上、成規ノ試験ニ合格シタルモノ
一、学 期	六ヶ月
一、講習学科	国語、教育、算術、理科、体操」(33)
	小学校教員講習所は、明治22年10月、設置が決められ、明治23年3月に発足したのであるが、修了者は、小学校尋常科教員仮免許状が授与され、「服務年限満二ヶ年ノ義務ヲ負ハシム」(36)ことになっていた。生徒は、「県下一般ヨリ募集」(37)したのであるが、明治24年から、「募集方法ヲ二種ニ分ケ一ハ郡市長ノ薦举トシ一ハ一般ヨリ募集スルコト」(37)したのである。

明治26年6月には、「尋常師範学校附設小学校教員講習所ヲ小学校教員講習科ト改メ規程ヲ定ム」(64)とあるように、小学校教員講習所を小学校教員講習科と改めた。改正はあっても、それは「其目的上毫モ從前ト異ナル所ナク則チ小学校教員ノ急需ニ応スルヲ以テ目的トスル」(65)のであった。そのように、目的は同じであっても、講習生となる資格と修了後の教員資格の上に於て多少の変更がなされたのであった。改正の要点は、「從前ノ講習所ニ在テハ准教員一ヶ年以上奉職シタルモノニアラサレハ入学試験ニ応スル能ハス又講習所修了生ニハ小学校尋常科仮免許状ヲ授与シ来リタルモ改定後ハ教員ノ経歴有無ニ拘ハラス之ヲ募集シ修了生ハ更ニ検定ノ上尋常小学校本科正教員又ハ尋常小学校本科准教員ノ免許状ヲ授与スルコト」(65)なつたことである。そして、修業年限一ヶ年に延長し、定員80名としたが、文部省が、明治25年7月11日の「尋常小学校教員ノ急需ニ応スルヲ以テ目的ト」した『尋常師範学校簡易科規程』(66)よりも、修業年限にしても、学科課程にしても、小学校教員講習科は、程度の低いものであった。明治23年から明治30年までの小学校教員講習所および講習科の入学志願者、入学者修了者数は表(15)の通りである。

表(15) 小学校教員講習所および講習科の入学志願者、修了者数

年 代	明治 23	24	25	26	27	28	29	30
入 学 志 験 者						63	53	103
入 学 者						42	40	75
修 了 者	39	63	42	29	31	38	42	37

註、創立六十年誌(明治23~27年)、文部省年報(明治28~30年)より作成。

このように、小学校教員の不足を補うために、福岡県尋常師範学校に小学校教員講習所（講習科）が設置されたのであるが、その外、小学校教員の学力を補充するため、「県内各郡区トモ適宜区域ヲ定メ教育学会ヲ開設シ小学校授業上須要ナル学校管理法授業法体操画学唱歌等ノ学科ヲ講習スルコト前年ニ同シ而シテ其会頭教師ハ師範学校又ハ中学校ノ教員ヲ聘シ且ツ全員順次ニ師範学校附属小学校ニ就キ実地授業ヲ練習スル等ノ方法ヲ立ツルモノアリ」⁽⁶⁷⁾とあるように、講習会が開かれたのである。

(四) 附属小学校の充実

附属小学校は、「師範生徒ノ授業法実地練習ノ場タルハ勿論地方小学校ノ標準タルヘキモノニシテ」⁽⁶⁸⁾とあるように、教育実習をするところであると同時に、県内小学校の模範となる学校と考えられていたのである。

附属小学校は、明治10年代後半、次第に整備されて来たが、明治22年3月、大名町から荒戸町へ新築移転され、さらに充実された。このころの、附属小学校について、次のように述べた記事がある。

「附属小学の授業管理とも、中々能く行届き、少しも申分なし。且生徒に関する諸表簿などは、殊に用意周密にして。県下の小学より來りて之を学ぶも、利する所少からざるべし。何さま万事万端県下の模範小学といふ、慙色なかるべし。只予が同県の当局者に望む所の者一なり。則この附属小学は、高等科生多くして、尋常科を殆ど置かざるの一事なり。」⁽⁶⁹⁾

しかし附属小学校が、制度的に整えられるのは、明治24年11月17日公布の『尋常師範学校附属小学校規程ヲ定ムル事』（文部省令第26号）によってであった。この規程に基づいて、『福岡県尋常師範学校附属小学校授業料規則』⁽⁷⁰⁾（明治25年3月30日福岡県令第37号）、『福岡県尋常師範学校附属小学校学級編制教科目補習科修業年限』⁽⁷¹⁾（明治25年6月14日福岡県令第50号）が制定された。これによると、附属小学校は、高等科、尋常科、単級尋常科を置き、それぞれ、修業年限を4ヶ年とした。高等科は男生徒4学級、女生徒2学級とし、尋常科生徒は2学級とし、高等科は学級定員を60人、尋常科は学級定員を80人とした。単級尋常科は一クラス設置し、定員を80人とした。その外、高等科に一年の補習科が置かれたのである。

附属小学校の授業料は、次のごとく定められ、単級尋常科だけは無料であった。

「一尋常科 一人 一ヶ月金十銭
一高等科 一人 一ヶ月金二十五銭
一補習科 一人 一ヶ月金十二銭」

明治19年から30年までの附属小学校的教員および生徒数をみると、表(16)の通りである。又、明治26年と27

表(16) 附小生徒数と教員数

種別	明治		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	19	20												
教員	男	2										5	4	4
	女											2	1	1
生徒	男	241	270	260	210	200	242	273	302	312	276	281		
	女	71	84	115	119	112	159	201	219	235	232	247		
卒業	男	52	29	78	56	17	58	60	55	35	34	50		
生徒	女	13	181	21	32	11	19	21	60	32	38	69		

註 文部省年報より作成。空白のところ不明。

年度の高等科、尋常科、尋常単級、補習科の男女別の在学生と卒業生は、表(17)の通りである。この表から言えることは、尋常科より高等科の生徒が多く、さら

表(17) 各科の在学生および卒業生数

種別	年代	在学生		卒業生	
		明治26	27	26	27
高等科	男	170	195	32	22
	女	88	100	9	22
尋常科	男	74	68	19	17
	女	71	71	12	14
尋常単級	男	29	32	9	2
	女	42	34	0	4
補習科	男	11	7	5	14
	女	13	14	5	20

註 福岡県学事年報より作成。

に高等科になれば、在学生、卒業生ともに、男子が女子より圧倒的に多いことである。このことは注目すべきことである。入学者の親の階層をみると、「連隊長大隊長軍医等の子女が就学されている関係上」⁽⁷²⁾「東京から転任し来られた判事の娘がゐた」⁽⁷³⁾とあるように、当時、入学者は、上層階級の者の子弟であったとみるべきであろう。

当時の附属小学校の教育は、「附属の児童は男児は跣足の運動、病気の外は足袋、袴下、襟巻を一切禁止した。女子には袴を奨励した」(73)とか、「附属では全児童を軍隊的に小中大隊の部伍に組織し各隊の長には児童を以て之に充て全部隊を指揮するものは唯訓導一名であった。号令一下一糸乱れぬ進行振りは一際目に立つとの評があった。連隊では非常に喜ばれて将兵を参観に出された事もあった。」(71)とあるように、軍隊的で、鍛錬的であったのである。

県下の小学校からみると、附属小学校は、注目の的であり、模範的な小学校と考えられていたのである。その影響は、大であった。例えば、「学制改革後初等教育新興時代に於ける渕叢は附属にあった。特に教授法、訓育、体操などは、一画期を為した時である。又教員不足の為めに検定試験に応募するものが多い為めに、毎日引き切らぬ地方の参観者が非常に多數であった。私等の教授上に於ける一舉一動は善惡共に瞬く間に全県に伝播するのであった。」(74)と、附属小学校での教授法が県下に伝わるとある。あるいは、附属小学校の制服が、「全県に伝播したのは数年を出でなかつた。」(72)とあるし、あるいは、附属で研究し、製作した塗板が、県下ばかりでなく、全国に普及したり、あるいは、附属で採用した児童の机が、広く県下に普及したとある(75)。

附属小学校が設置されたのは、県下の模範小学校とすることにあるのではなく、それは、師範学校生徒の実地授業のためである。明治19年5月26日の『尋常師範学校学科程度ノ事』によると、師範学校生徒は、「第四期ハ其学級ヲ二分シ交互輪換シテ其一部ハ学業ヲ修メ他ノ一部ハ実地授業ニ就クヘキモノトス」と定められ、第4年次の半期(6ヶ月)，毎週28時間、を実地授業に費し、これまで以上に、実地授業が重視されるようになった。その指導は教生にクラスを任せさせ、「附属は主事上席訓導と私三人限りです。」(74)とあるように、附属小学校の3人の先生と師範学校の「各学科ノ教員常ニ巡回シテ其適否の批評し又時々自ら教授シテ之カ模範ヲ示」したのであった(76)。その指導の仕方を当時の附属小学校の訓導は次のように語っている。

「私等の訓導時代は今の様な精密な研究などはや

らぬ又やり得ない。従って教生に対する教授の批評などは實に粗笨なものだった。単に教授の内容に嘘はなかったか、素養準備は十分だったか、教授の主眼点を撰み得させたか、その教授が教授要旨に叶つてゐるか、教授の能率程度は如何、環境の整理は如何、教師と児童との心境がピッタリ合つてゐたか等の大綱に拠つて可否するのみで至極単純なものであった。時としては批評はせずに『こんな風に遺るんだ』と臆面もなく模範課業といふのを見せたものである。」(70)

以上のような指導法も、明治31年3月から、変わつたのであった。そのことについて、次のように述べてある。

「明治三十一年三月のことであった。附属小学校の制度に一大改正あり、従来訓導は小学校の制度に一大改正あり、従来訓導は三学級に一名位の割合に配当されたものが此時より一学級一名となり、教生は単に見学の位置におかれた。」

お わ り に

師範学校令期の福岡県尋常師範学校の実態を考察してきたのであるが、その特徴は、次の点にある。

(1) 師範学校に関する法令が、つぎつぎと公布されたが、福岡県尋常師範学校は、それに基づいて改革され、制度的に整備された。

(2) 師範学校生徒は、全額学資支給されるという厚い庇護を受けると同時に、在学中全員入寮させられ、学校の強い監督の下に置かれた。

(3) 学力を軽視したのではないけれども、人物養成を師範教育の主眼とし、その為に、仮入学制を設け、師範学校教育において、行軍、兵式体操、寄宿舎生活、師弟および生徒間の上下関係を重視したのである。

(4) 明治20年に、女子部が設置され、本格的に、女教員養成が発足した。

(5) 福岡県尋常師範学校の本科および女子部の卒業生だけでは、福岡県内の小学校教員の需要を満すことが出来ないので、小学校教員講習所が、明治22年に、附設された。

(註)

(1) 「埼玉県尋常師範学校における演説」(明治18年12月19日) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻 宣文堂 昭和47年3月10日 481頁

- (2) 近藤弘、大野幸江、風間まち子 「森有礼の教師観と師範教育」 立教大学教育学科 『研究年報』 第15巻 1972年3月25日 51頁
- (3) 文部省教育調査部 『師範教育関係法令の沿革』 昭和13年3月30日 65頁
- (4) 福岡県福岡師範学校創立六十周年記念会 『創立六十年誌』 昭和11年12月30日 165頁
- (5) 野口援太郎 「第三十三章 師範教育の変遷」 国民教育奨励会編纂 『教育五十年史』 東京民友社 大正11年10月1日 368頁
- (6) 田中登作 「九州の教育一斑(二)」 (社説) 『教育時論』 第116号 明治21年7月5日 7頁
- (7) 福岡県 『明治二十七年 福岡県学事年報』 明治29年3月8日 6~8頁
- (8) 前掲書 『師範教育関係法令の沿革』 102頁
- (9) 女生徒の定員は50名とする (前掲書『創立六十年誌』 114頁) ものがあるが、明治30年の生徒募集では25名しか募集しなかった。
- (10) 福岡県教育会本部編纂 『教育法規全書 完』 森岡書店 明治25年10月20日 129頁
- (11) 前掲書 『師範教育関係法令の沿革』 70~71頁
- (12) 福岡県 『明治二十一年福岡県学事年報』 明治22年11月4日 9~10頁
- (13) 前掲書 『創立六十年誌』 277頁
- (14) 前掲書 『教育法規全書 完』 149頁
- (15) 福岡県福岡師範学校 『創立五十年記念』 福岡師範学校内創立五十年記念会雑誌部 大正15年11月28日 23頁
- (16) 前掲書『創立六十年誌』 272頁
- (17) 同上書 277頁
- (18) 同上書 284頁
- (19) 同上書 272~273頁
- (20) 同上書 278頁
- (21) 同上書 283頁
- (22) 同上書 140頁
- (23) 大井令雄「野口援太郎の研究」(+) 和歌山大学 『教育学部紀要—教育科学—』 第23集 1973年 50頁
- (24) 前掲書 『明治二十一年 福岡県学事年報』 9頁
- (25) 前掲書 『教育法規全書 完』 130頁
- (26) 前掲書 『師範教育関係法令の沿革』 88~90頁
- (27) 前掲書 『教育五十年史』 367頁
- (28) 「富山県尋常師範学校において郡長及び常置委員に対する演説」(明治20年10月31日) 大久保利謙編 『森有礼全集』 第一巻 宣文堂 昭和47年3月10日 563頁
- (29) 前掲書 『創立六十年誌』 170頁
- (30) 前掲書 『教育法規全書全』 131~132頁
- (31) 同前書 145~147頁
- (32) 同前書 139~143頁
- (33) 福岡県 『明治二十五年 福岡県学事年報』 明治26年7月15日 10頁
- (34) 前掲書 『教育五十年史』 368~369頁
- (35) 福岡県 『明治二十年 福岡県学事年報』 明治21年11月14日 9頁
- (36) 福岡県 『明治二十三年 福岡県学事年報』 明治24年11月9日 9頁
- (37) 福岡県 『明治二十四年 福岡県学事年報』 明治25年9月5日 10頁
- (38) 前掲書 『明治二十五年 福岡県学事年報』 10~11頁
- (39) 福岡県 『明治二十六年 福岡県学事年報』 明治28年2月6日 14頁
- (40) 前掲書 『明治二十七年 福岡県学事年報』 10頁
- (41) 前掲書 『創立六十年誌』 146頁
- (42) 同上書 273頁

- (43) 同上書 142頁
- (44) 前掲書『教育法規全書 完』 131頁
- (45) 前掲書『教育五十年史』 370～372頁
- (46) 同上書 372～373頁
- (47) 前掲書『創立五十年記念』 4頁
- (48) 寺崎昌男「明治学校史の一断面—学校紛擾をめぐって—」教育史学会紀要『日本の教育史学』第14集
講談社 1971年10月5日 24～43頁
- (49) 前掲書『創立五十年記念』 24頁
- (50) 前掲書『教育五十年史』 371頁
- (51) 前掲書『教育法規全書 完』 36頁
- (52) 前掲書『明治二十六年 福岡県学事年報』 15頁
- (53) 拙稿「明治初期の地方における女教員養成機関について」日本教育学会編『教育学研究』第38巻第1号
昭和46年3月 9～18頁
- (54) 前掲書『創立六十年誌』 177～180頁
- (55) 同上書 267頁
- (56) 同上書 268頁
- (57) 鳥飼里の会編『創立七十年 福岡県女子師範学校誌』 昭和48年5月20日 41頁
- (58) 前掲書『創立六十年誌』 269頁
- (59) 前掲書『教育法規全書 完』 147～149頁
- (60) 前掲書『創立六十年誌』 270頁
- (61) 明治22年5月28日制定の『福岡県尋常師範学校規則』の第11条に、「前条修学旅行ハ女生徒ニ適用セス故ニ時宜ニヨリ帰省ヲ命スルコトアルヘシ」とある。
- (62) 前掲書『創立五十年記念』 27～28頁
- (63) 福岡県議会事務局『詳説福岡県議会史 明治編上巻』 福岡県議会 昭和27年7月31日 487～488頁
- (64) 前掲書『明治二十六年 福岡県学事年報』 4頁
- (65) 同上書 16頁
- (66) 前掲書『師範教育関係法令の沿革』 152～162頁
- (67) 前掲書『明治二十年 福岡県学事年報』 10頁
- (68) 前掲書『教育法規全書 完』 43頁
- (69) 同上書 151～153頁
- (70) 同上書 153・154頁
- (71) 前掲書『創立六十年誌』 229頁
- (72) 同上書 144頁
- (73) 同上書 141頁
- (74) 同上書 228頁
- (75) 同上書 232頁
- (76) 前掲書『教育法規全書 完』 132～133頁
- (77) 前掲書『創立五十年記念』 32頁